

## I 計画の基準年次等

土地利用計画とは・・・

土地基本法及び国土利用計画法に示された国土利用の基本理念に即して、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、健康で文化的な生活環境の確保と調和のとれた持続的発展を目的として、市土の利用に当たって必要な事項を定めた市土の利用に関する行政上の指針である。

## 1 基準年次及び目標年次

基準年次:平成26年、目標年次:平成38年

※第二次佐久市総合計画後期基本計画の策定に応じて見直しを行う

## 2 目標年次における人口及び世帯数

人口:97,000人(将来展望)、世帯数:44,000世帯程度

## II 基本方針

基本理念(案)

- 1 土地が限りある資源であることを踏まえ、次世代により良い状態で引き継いでいく。
- 2 各地域の自然的、社会的、経済的及び文化的諸条件を踏まえる。
- 3 公共の福祉を優先させる。
- 4 安心・安全で快適な生活環境の確保を図る。
- 5 地域の特徴ある発展を図る。
- 6 機能の集約と繋がりを図る。

※基本理念を「第二次佐久市総合計画」基本構想に載せる。

※基本理念を踏まえ「土地利用の基本的考え方」を定める。

## III 佐久市の主要課題(第二次佐久市総合計画 骨子案より)

- 1 人口減少の克服
- 2 たくましく生きる力を育むひとづくり
- 3 地域の特徴と歴史を生かしたまちづくり
- 4 地域社会の活性化
- 5 地域経済の活性化
- 6 健康長寿の推進
- 7 良好な生活空間の将来への継承
- 8 安心・安全な暮らしの確保
- 9 市民協働と「選択と集中」による行政経営の推進

## IV 国土利用計画の主要課題(ポイント)の取りまとめ

- IIIによる課題のうち、国土利用計画におけるポイントを取りまとめて検討する

ポイント(例示)

## 1 人口減少社会への対応

→主要課題1、2、3、4、5、6、7、8

※コンパクト+ネットワークによるまちづくり

## 2 高速交通網の発展による地域の活性化

→主要課題1、4、5、7、8、9

※開発需要の増加に伴う、機能分担

## 3 持続可能な生活のための調和ある土地利用

→主要課題3、4、7、8、9

※誰もが安心・安全に住み続けられるまちづくり

## V 土地利用の基本方向

- IVを踏まえ土地利用のあり方及び配慮事項を明らかにする。

## VI 市土の利用区分ごとの規模の目標及び地域別の概要

## (1) 市土の利用区分ごとの規模の目標

ア. 基準年次、目標年次の面積及び構成比を数値で示す。(「規模の目標」)

イ. 利用区分ごとに目標の概要を記述する。(「規模の目標の概要」)

## (2) 地域別の概要

ア. 地域を自然的、社会的、経済的及び文化的条件から区分けする。

イ. それぞれの地域について、土地利用の基本方向の概要を明らかにする。

## VII 規模の目標を達成するために必要な措置の概要

- 市土の保全及び利用に関し、市が行う以下の施策について記述する

(1) 公共の福祉の優先

(2) 国土利用計画法等の適切な運用

(3) 地域整備施策の推進

(4) 市土の保全と安全性の確保

(5) 環境の保全と美しい市土の形成

(6) 土地利用の転換の適正化

(7) 土地の有効利用の促進

(8) 市土の市民的経営の推進(協働のまちづくりの推進など)